ニュースレター

協同会融 FINANCE CO-OPERATIVE

 $N_0.104$ (2012年8月)

日本の暑い夏

今年の夏は、連日、全国で酷暑が続いている。それはなにも気象やオリンピックでの日本 選手団の活躍のせいだけでもない。首都圏反原発連合の呼びかけで、今年3月終わりに数百 人で始まった「首相官邸前抗議行動」が、6月8日の首相の「再稼動表明」以降、参加者が 急増し、10万人規模の行動に拡大した。そしてそれに呼応して、全国各地の会場で、抗議行 動が行われるまでに広がりを持つなど、まさに暑い夏が続いている。

8月10日の金曜日に、私も妻とともに抗議行動に参加した。この週には、6日の広島、9 日の長崎での原水爆禁止2012年世界大会が開催され、そして同日には「消費税増税案」が民 主、自民、公明の馴れ合い合意の下で、参議院本会議で通過した日でもあった。

夕方 5 時過ぎには、既に官邸前は参加者であふれ、地下鉄駅から地上に上がるとすぐに整 列し、その後は一歩も踏み出せない状況であった。周囲の参加者を見ると、「脱原発・反原 発」のスローガンを書いたうちわ、プラカード、風船を持つ人々、太鼓・楽器などの鳴り物 を持つ若者グループ、一見して定年退職者とわかる男女のグループ、車椅子を押す老夫婦、 子供の手を引く母親、帰宅途上のサラリーマン等々、あらゆる人たちで埋め尽くされていた。

「脱原発」と染め抜かれた七色の虹の旗も見える。「ノーモア広島・ノーモア長崎・ノー モア福島」、そして「再稼動反対」「原発は要らない」のシュプレヒコールの合間に、「自 然を守れ」「生命を守れ」「子どもを守れ」「暮らしを返せ」「食料を守れ」と多彩である。 それぞれの思いが込められているようだ。

60年代終わりに経験したデモ行進とも明らかに違う。誰もが参加でき、自らの言葉で語り、 意思を表示し、行動していく。一見、閉塞状況に覆われているかに見える日常が、決してそ うではないことを実感させられた。「原発ゼロ」行動をきっかけに、市民の目線によるこの 国の新しいあり方を模索する地殻変動が始まりつつあるようにも感じられる。とりわけ、唯 一の被爆国である日本におけるこの熱い「原発ゼロ」への運動が、「核兵器がない世界」を 目指す運動に確実に運動していくことを切に望まざるを得ない。

城南信用金庫の「脱原発宣言」は、こうした社会変動を敏感に感じ取り、自らの存在意義 をそこに投影させた英断であると思われる。すべての協同組織が、今何をなすべきか、まさ にその存在意義が問われている

元農村金融研究会 木原 久

■本号の目次■	
日本の暑い夏(木原 久)	
◆時評◆韓国の協同組合基本法について(丸山茂樹)	2
◆第 106 回研究会・特別企画でのスピーチより(2012.7.24)◆ 5	5
協同組織金融の研究を振り返って(安田原三)	
◆情報のページ◆誇らしい出来事 ふたつ (事務局))
◆2012 年先進業務事例視察のご案内(1 2)/第 107 回定例研究会のお知らせ(1 4)	

2012年8月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町 3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付 電話&Fax 03-3262-2260

韓国の協同組合基本法について

参加型システム研究所・JC総研 客員研究員 丸山 茂樹

1. はじめに

韓国では2011年12月29日の国会で「協同組合基本法」が全会一致で可決、2012年12 月1日から施行されることになった。この法によって「協同組合」は労働者協同組合を含む あらゆる業種・分野において 5 人以上の発起人が市・道知事へ届出ることによって設立でき るようになった。また「社会的協同組合」は企画財政部長官(日本の財務大臣に当たる)の 認可を必要とするが、非営利法人としての処遇をうけることになった。

これは韓国の協同組合法制度の歴史にとって 2010 年 9 月に施行された新しい「消費者生 活協同組合法」に続く画期的な内容を持っており、韓国の今後の協同組合運動および社会運 動への影響は絶大である。(注1)というのは両法にはICAの協同組合のアイデンティティに 関する声明の趣旨が意識的に盛り込まれており、かつ政府に協同組合の発展への協力義務を 負わせているからである。

私はこの法律の全文の翻訳を行い、主要内容と意義について既に日本生協連のシンクタン クである生協総合研究所の出版物及び日本協同組合学会の機関誌に論文を書いている。そこ で本論では出来るだけ重複を避け、この法律の特徴点についてはごく簡略に述べ、この法律 が与野党の激しい対立と抗争の渦中にも拘わらず成立に至った政治的・社会的な背景とこれ からの協同組合運動・社会運動への影響について述べることにしたい。

2. 協同組合基本法の基本的特徴

この法律の構成は全7章119条からなる。第1章総則、第2章協同組合、第3章協同組合 連合会、第4章社会的協同組合、第5章社会的協同組合連合会、第6章補則、第7章罰則で ある。(注2) この法律の名前は「協同組合基本法」であるが、日本で一般的に理解されている 理念や一般的規定を定めた「基本法」とは趣を異にしている。というのはこの法律の制定に も関わらず既存の農協法、水協法(漁協法)、生協法、信用協同組合法、セマウル金庫法な どはそのまま存続し、これらの法律に基づく各協同組合も現状のまま継続できるのである。 そして新しく「協同組合」あるいは「社会的協同組合」を組織したいと思う者は、この法律 によって如何なる業種・分野(領域)でも組織できるようになったのである。

この法律は先述のように協同組合に対する国及び自治体の政策的な協力促進義務を定め、 かつ2種類の協同組合とそれらの連合会の定義と設立要件及び補則と罰則を定めているが、 その第1は「協同組合」であり、第2は「社会的協同組合」である。両者の違いと特徴点を まとめると次の通りである。

<協同組合と社会的協同組合の比較>

協同組合 社会的協同組合

法人格 非営利法人

設立 市・道知事への届け出 企画財政部 (関連部署) の認可 事業 業種及び分野の制限はない 公益事業を40%以上遂行

-地域社会の再生、住民の権益増進など

- 脆弱階層への社会サービス、仕事の場の提供

-国・自治体の委託事業

-その他の公益増進の事業

法定積立金 剰余金の 100 分の 10 以上

配当 配当は可能

精算

定款により残余財産を処理

配当は禁止

剰余金の30%以上

非営利法人・国庫などに帰属

次にこの法律についていくつかの特徴を述べると、協同組合の自主性・自立性・自治など 民主的運営(第6条)、社会の統合と国民経済のバランスある発展に貢献する事(第1条)、 組合員の権益を向上させ地域社会に貢献しようとする組織である事(第2条)、他の法律に 基づく協同組合及び外国の協同組合・国際機関等と相互協力や理解の増進、共同事業の開発 に努めるべき事(第8条)など、先述のように1995年の国際協同組合同盟(ICA)の 協同組合のアイデンティティに関する声明の定義・価値・原則を取り入れている。

もう1つの特徴は、協同組合の促進のための監督官庁として企画財政部(日本の財務省に当たる)と広域市市長と道知事を定めたこと。企画財政部長官は協同組合の発展のために政策を立案すること、3年ごとに協同組合の実態調査を行い国会に報告する責任を持つこと、毎年7月の第1土曜日を協同組合の日と定めその1週間を協同組合週間として協同組合の普及・発展のための行事をすることにしている。これらの点では既存の協同組合にも影響が及ぶので「基本法らしさ」を備えていると言える。

最後の第7章の罰則であるが、協同組合の目的に反する行為や不正行為に対しては厳しい 罰則を設けていることもこの法律の特徴といえる。また韓国では大統領に多くの権限が集中 しており、法の施行においては大統領令に委ねられていることも少なくない。

3. 法成立の政治的・社会的な背景

韓国では昨年 10 月に人口 1000 万人以上、韓国の政治・経済・文化の中枢であるソウル市で市長選挙が行われた。選挙の結果は元市民運動団体のリーダーの朴元淳弁護士が当選した。また年末の国会では韓米FTA(自由貿易協定)をめぐって与野党の激しい対立があり、与党が強行採決をすることに抗議して左派議員が国会内で催涙弾を爆発させる事態も起きている。2012 年 4 月には総選挙が行われ野党優勢が伝えられる中、結果はマスコミや世論調査機関の予想に反して与党系 160 議席、野党系 140 議席で保守党が勝利を収めた。

その選挙直前に政界は激動しつつ再編された。与党では、これまで李明博大統領派から疎外され続けてきた朴槿恵女史が非常対策委員長に就任し、事実上の主導権を獲得。党名をハンナラ党(偉大な国の党)からセヌリ党(新しい世の中の党)に変え、政策や候補者も現職を約4割公認しないなど大胆に変えてイメージチェンジを図った。

野党では中道の民主党が金大中派、盧武鉉派など様々なグループに分かれていた諸勢力を統合しこれに穏健派の労働組合である韓国労総幹部も加わって民主統合党を結成。左派の民主労働党も国民参加党などを統合して進歩統合党を結成。さらに進歩的な知識人の仲介の努力もあって韓米FTA、済州島の軍事基地建設反対、福祉重視への政策転換などの政策協定に基づいて多くの選挙区で候補1本化が行われた。選挙の結果は前述の通りであるが、保守・革新ともに韓国社会が極端な格差社会になっており、政策転換が必要であるという認識が広がっていたことは確かである。(*3)

その典型例を示すとソウル市長選挙の与党敗北の直後、保守マスコミの雄である『朝鮮日報』は論説で「中産階級の崩壊が敗因であった」と次のように総括している。

「韓国のGNPの成長率は昨年、8年ぶりの高さになる 6.2%であった。しかし所得分配率は過去 6年の最低の 59.2%であった。これは国全体で所得が伸びても勤労者の取り分が減ったことを示している。サラリーマンを中心とする中産階級の割合は 1990年代の 100世帯当たり 75世帯から最近は $66\sim67\%$ へと減少した。代わりに増えたのは貧困層だ。彼らは昨年初めて 300万世帯を超えた。その割合は経済協力開発機構(OECD)加盟国平均(10.6%)の 2倍に達した」(2011年 10月 27日電子版)

また与党の有力な大統領候補と目されている朴槿恵女史は「金持ち優遇税制を改めて、所得最高税率を現在の35%から39~40%に引き上げよう」「予算案を組み替えて保育、教育、非正規労働者、青年失業者、高齢者の福祉予算を大幅に引き上げよう」「大・中・小企業は相生(共に生きる)発展をめざそう」という旗印を掲げている。

このように新自由主義の政策を推進してきた韓国では、国際競争力のあるサムスン電子、 LG電子、現代自動車、起亜自動車、ポスコ、現代重工など巨大企業は隆々と発展し数十兆、 数百兆ウオン単位の利益を得ているが、それらは内部留保や海外投資にまわされ、庶民生活 や地域経済を潤さないことが認識されつつあるのである。しかも成長が著しい製造業で働く 人の割合は 1990 年の 25%から 2003 年の 18.9%へ減り、過去 10 年間に 500 人以上の大企業で働く雇用労働者は 211 万人から 132 万人に減ってしまった。日本や中国からの部品などの輸入と機械化・合理化の"成果"であるというが、片方にある失業、農林水産業、地域経済の衰退の"結果"でもあるのだ。

協同組合基本法が昨年の会期末に激しい政治的抗争にもかかわらず全会一致で可決された背景には勿論、折衝に当った各党代表者の懸命の努力と協同組合陣営のロビー活動があったのは言うまでもないが、上述の社会的・経済的な切迫した事情が協同組合と社会的協同組合の必要性を認識し、ここに期待と活路を見出したということであろう。

4. 企画財政部の背景説明

協同組合基本法については、韓国協同組合研究所による「協同組合基本法制定に関する研究」レポート(2010年10月)があり、2011年10月には野党案(代表孫鶴圭議員)、11月には与党案(代表金成植議員)が出され、それに協同組合陣営を中心とする市民団体が要求事項をまとめて提出、これらの比較一覧表の作成が企画財政部によって作成され、与野党間の調整が公式・非公式に続けられた。その結果まとめられた成案について企画財政部は下記の様な背景説明をしている。

「(協同組合の俯瞰する)

"倫理的経済"及び"共生繁栄"などの包容的な新しい経済社会への代案モデルとしての協同組合が注目されている。(参考資料:ICA 声明)

グローバル金融危機に際して、協同組合組織は助け合いの調整を行って被害を最小化する努力をし、素早い経営の正常化に貢献するなど経済安定化に寄与している。

国際連合も協同組合の経済安定効果および社会統合機能に注目しており、各国に対して協同組合の活性化のための法令整備を勧告している。(2009年の国連 136 号決議文

"Resolution64/136.Cooperatives in social development"において 2012 年が"世界協同組合年"であることを宣布すると共に関連法を整備することを勧告している。

(国内の協同組合立法は不完全である)

協同組合についての一般法が不在であり 8 個の個別法がある。このために協同組合の設立分野が制限されている。

"協同組合"を志向し協同組合的な運営を希望しているが、法人格がないという隘路を経験している団体が多数存在する。」

5. おわりに

本稿では詳しく触れなかったが、新しい生協法も社会的企業育成法も同じ社会的・経済的な背景のもとに成立しており、これらの法律によって政府でも営利企業でもなかなか実行できない社会問題を解決するための法的基盤が十分とは言えないが整ったと言える。しかし韓国の政治体制は依然として中央主権的であり国家が制度でも予算でも大きな権力を持っている。福祉の水準は決して高くない。社会的経済、非営利市民セクターの形成と発展はむしろこれからである。社会的企業については全く触れなかったが、その内容と現況については(注4)の文献を参照して頂きたい。

- (注 1) 韓国の新しい「消費者生活協同組合法」については、拙稿「韓国の新しい『生協法』の特長について」(「生活協同組合研究」誌 2012 年 5 月号)を参照されたい。
- (注 2) この法律の全文は月刊誌「社会運動」 (2012 年 2 月号、市民セクター政策機構、刊) にある。同誌のこの号には特集「新しい協同の風を読め」があり、法律全文の他にも関連する記事が掲載されているので参照されたい。
- (注3) 韓国の社会運動と政治情勢については、川瀬俊治・文京洙編「ろうそくデモを越えて一韓国社会はどこへ行くのか」(東方出版、2009年)、白楽晴「韓国民主化 2.0-2013 年体制を構想する」(岩波書店, 2012年)を参照されたい。
- (注4) 秋葉武ほか「危機の時代の市民活動―日韓『社会的企業』最前線」(東方出版、2012年)

4

◆第 106 回研究会・特別企画でのスピーチより(2012 年 7 月 24 日)◆

協同組織金融の研究を振り返って

協同金融研究会代表・日本大学名誉教授 安田 原三

日頃から大変お世話になっております皆様に、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。こういう晴れ晴れしい会を開いていただけるなどとはとても思ってもおりませんでした。実は祝賀会と称して、小人数のお祝いの席は何度かしていただいておりまして、本日もその方々もまたご出席頂いており大変申し訳なく存じます。

研究会の事務局からご注文がございまして、今日のこの話は「研究を振り返って」などと 非常に堅いタイトルなのですが、研究の経歴を含め私の歩んできた半生を少しお話申し上げ たいと思います。これまで大変いろいろな方々のお世話になって今日に至っておりますので、 そういうことを少しお話をしたいと思います。

私の生い立ち

私の家庭は父親が職業軍人でして、祖母と両親、兄一人姉二人弟と私という八人家族でありました。もっとも兄は生まれた折には男二人の双子でしたが、早くに一人が亡くなりましたので、私の名前にもありますように三男ですが、実質的には次男として育てられました。

私の生まれたのは東京府豊多摩郡現在の杉並区天沼、JR線荻窪駅に比較的近いところでした。本籍地は父が育っておりました香川県丸亀においておりました。祖母がずっと一緒に住んでいたこともあって私も時々関西弁が話し言葉にでて参ります。父が陸軍の航空部隊に所属していた関係で、所沢や、浜松など航空基地のあるところに勤務することが多く、二歳から五歳までを浜松に住んでおりました。戦後、私がサッカーに関わるようになったのは兄が浜松師範の小学校でサッカ



ーをやっていた影響であります。戦後になってスポーツを学校で何かやるという時に剣道、 柔道がなくなり、パンツとシャツが何かあればできるという経済的理由と親しみとでサッカ ーを一時始めたのでした。

私の兄弟ことに兄と私は『愚弟賢兄』の典型のような兄弟でして、小学校に入学してからは、兄がヒーロー的で、「その弟」という冠詞が私には常についておりました。兄は小学校四年の時に公立小学校に転入学し、中学校は府立四中(現在の都立戸山高校)に入学、ところが合格決定後に肋膜炎であることが判明し、秋までは通学できませんでした。

しかしその間に陸軍幼年学校^{注)}の試験に合格し、翌年には名古屋の幼年学校に入学いたしました。小学校ではこの二つは開校以来初めてのことであり、兄は一層ヒーロー的になって扱われ、幼年学校一年生の夏休みには校長先生の意志で全校生徒を集められて兄が訓辞をさせられた記憶があります。当時若者の望みは軍人になるなら戦闘機乗りを希望するといわれ兄はその後航空士官学校まで進み終戦を迎えました。このことは親族の中でも同様で兄はエリートとして扱われておりました。

注) 陸軍の職業軍人になるためには、幼年学校か予科士官学校に入学するのが正規のコースでその後に士官学校を卒業し、陸軍少尉に任官する。

父との別れ

人生最初の転機は九歳、小学校四年生になる四月一日であったと言えるかもしれない。当日は母が兄の入学式のため名古屋へ出掛け、祖母は弟の小学校入学式に出席した。父が出征・転勤になり当日の朝羽田空港から飛び立つことになった。結果的に親族を代表して私が羽田

空港に見送ることになり用意された車で出向いたが、待合室は軍人ばかりで、煙草の煙が酷く息をするのが苦しい程だった。四年後に父が戦死をしたので、ここでの別れが父との最後の別れになった。しかし親子の別れというよりも軍隊式の別れでずいぶん緊張した別れであった。この折父は中国広東に部隊を編成し、その後、シンガポール攻撃に参加して南下、侵攻して、昭和二十年の二月までシンガポールに駐留していた。同年二月末に、父は軍需省の東京監督官長に任じられ、帰国することになったが、帰路に南支にて戦火に遭い戦死したのである。

この間、私は中学校に進学した、職業軍人の子弟は親の転勤で転校することが多く気の毒であり、そういう子弟のために寄宿舎を付設して勉学できるようにと、当時の山下汽船の社長が軍に寄付をして山水学園を創立し、山水中学校と山水女学校を開校した。十九年にここに入学して中学校生活が始まったのである。生徒はほとんどが職業軍人の子弟であったし教官のほとんども軍の学校の関係者であった。翌年二年生になった五月からは学徒動員になって、立川の先の昭和飛行機株式会社の工場で、海軍の九九式艦上爆撃機の計器やタンクの取り付け作業に従事することになった。しかし、直きに計器など部品の供給が滞り、米軍のP29戦闘機による空襲が激しくなって工場内の防空壕か、時間の余裕があれば多摩川辺りの桑畑に避難することが多くなった。しかし何れにしても空からは容赦なく敵機からの機銃掃射を受けることには代わりはなく、体の近くを銃弾や銃弾の薬莢がカランカランと転がるのを身を縮めて見守ったものである。この生活も八月十五日を迎えて終わることになり、国立の校舎に帰校した。

終戦

第二の転機は終戦である。職業軍人の家庭は、主人存命であろうと亡くなっていようと無収入の生活になった。わが家においても終戦前は中級階級ぐらいの生活はしていたと思うのですが、戦後は全くの無収入になり、日常生活を維持するために筍生活といって衣類やいろいろな家財を売って生活費を作るとともに、食料特に米を手に入れるために埼玉辺りの農家を訪ねて衣類と交換してもらうことを母を中心にしたものである。

私は中学二年生で終戦であったが、その年の暮れから友達と学校をサボって立川の米軍基地などの荷役として雇ってもらうために職業安定所に行って働き口を求め、雇ってもらった。丁度同期生の兄さんに手配をする人がいて、便宜を図ってくれたし、安定所では年齢をごまかすために高下駄を履いて行って、扉を開くと同時にカウンターに飛び込んで背を高く見せて雇ってもらったものである。私は背が小さかったので雇ってもらえば、基地内では、アメリカ兵が余り働かせないで日向ぼっこをしたり、雑談して一日を過ごすことが多かった。ただこのような苦労は同級生の家庭事情も同じなものがほとんどだったために、それ程深刻に考えることがなかったことが、いま思えば大変幸せなことであった。

母は、数年後に遺族扶助料が支給されて生活が安定するようになるまでの間、お手伝いさんのような仕事を頼まれて働いてくれた。ずいぶん苦労を掛けたものである。中学四年生の三月に、父の知人のご子息が、大学図書館で人を探しているので午後二時過ぎから働けないかといってみえた。学校には事後承諾であったが、担任教師が教員会議を通してくれて、午後の科目は試験が受かればよいということで勤務することを認めてもらった。それからは昼まで学校にいて水道橋の図書館に通い午後八時半頃まで勤める生活を始めた。その翌年、その人の薦めで職員として入学すれば授業料が免除だから大学受験しろといわれ、次の日曜日が試験日であったが、何とか合格することができた。考えてみると、入学の折に入学金と生徒会費を7千円を払った以外卒業まで何も払ったことはなかった。

研究者の道へ

第三の転機は卒業後五年経った折であります。三年生の暮れに肺結核であることが判明して、四年生で卒業、就職することがとても無理になった。大学の指導教授が大学院にきて教員にならないかといわれたが当時弟がまだ大学生であったので、とても図書館をやめて研究生活に入ることはできず、文部省図書館司書の資格を取って専門図書館員勤務を続けた。



ところが五年経ったときに、弟も卒業しており、ある機会があって図書館学研究者になろうかと考えることになった。この折に、図書館学の先輩が、経済学の基礎を持って図書館員になるのは図書館としては嬉しいことだが、卒業の折に恩師が経済学をやらないかといっていたのだから、もしその道が残っているのだったらその方がよいのだから恩師と相談して来いといわれ、恩師が勧めてくれたため経済学に戻り、4月に図書館を辞め大学院を受け、入学することになった。

結局図書館に勤めたのは十一年間であった。この間、思い出に残る学者先生としては歴史学の石田幹之助先生、図書館長であり法学部でアメリカ憲法の専門家、後の日本図書館協会理事長をなさった斎藤敏先生、図書館事務長であり、新劇史、永井荷風研究家の秋庭太郎先生は専門は違っても多くの教え、助言を頂いた忘れられない恩師である。

学部時代の研究はオーストリィ学派の利子論の研究で、ウィクセル、大学院ではベーム・バヴェルクの利子論をテーマにおこなってきた。人生でそんなことがあるのかといまでも思うけれども、大学院に入学して指導を受ける教授を決める折に、学部時代の指導教授がまだ大学院を担当して居られなかったので、その年法政大学から移って理論経済学を担当された迫間真次郎先生に指導教授になって欲しいと申し出た。ところが、先生が「お前のことは前からよく知っている」と言われたので私は何故だか全く解らず不安になった。私が学部を卒業したその年の四月に新たに着任されたので、これまで先生に会うこともなかったし、噂は聞いていたので指導教授をお願いしようと考えただけであった。ところが、着任される時に打ち合わせのために大学教務課に来られた折に机の上に四年生の提出された卒業論文があって、その中に、今頃カビの生えたような問題で論文を書く人間がいるのかと私の論文に目が止まり、そこで読まれたそうである。この先生は、私が米国から帰国後にアメリカ研究会をやろうと言われたが研究会発足の日に急死されてしまった。まだ50歳に成られる直前であった。大変ご指導を受けたが、余りに早いお別れで何としても残念である。

さらにその後の協同組織金融の研究に大きな影響を与えてくださったのが井関孝雄先生である。大学院では私は修士論文を書くに当たってこのお二人の先生に加え学部事情から表面上の指導教授として高木友三郎先生に加わって頂き三人の指導教授となったが、実際には形式的なものではなく、実質的に三人の先生方にじっくりご指導を受けたのである。井関先生は論文とは別に、授業等を通じて協同組織金融の研究をご指導頂き、その後のアメリカでの研究や国内の信金、信組など協同組織金融機関研究に多くの示唆やご指導を頂くことになった。井関先生は大変人間として、教員としてのあり方などについてもご指導を頂き心温かい恩師であった。

大学院時代の生活は、日本育英会奨学金や恩師、先輩、同僚などの紹介で家庭教師をする ことができ、比較的にゆとりのある研究世活を送ることができた。

大学院卒業後助手に採用され、その後専任講師に昇格し四十二年秋に大学より研究費を得てスタンフォード大学へ客員研究員として留学の機会を得た。スタンフォードでは、大学院時代にやっていた間接金融方式、貯蓄貸付組合の専門家として知られる E.S. ショウとその弟子である J.G. ガーレイ両教授が居られたためその指導を受けながら特に貯蓄貸付組合(S.L.A.)の研究に従事することになった。この S.L.A.は、西部ではまだほとんどが協同組織であり、しかも住宅資金の貸付を主たる業務としていたため、第二次大戦中は、住宅資金需要が低迷するため、その資金運用に国債を保有することが多くなっていた。戦後になって連邦準備制度理事会が金融政策を実施した折に、商業銀行は直接その効果を現すことになったが、S.L.A. は保有国債を売却するなどして政策効果が浸透せず、効果を削減することにもなった。このような事情から、制度的にS.L.A. が問題視されることになっていた。

帰国後が、丁度金融2法の制定された時でした、信金、信組など中小企業金融機関の問題が社会的に問題になった時期である。もっとも議論はアメリカに出掛ける前から始まっており、井関先生のお宅に森静朗先生と伺った折など活発な議論が出たことが度々ありました。その後、森先生に誘われて東京信用金庫協会で開かれていた中小企業金融研究会に入れて頂いた。この研究会は現在まで続いているわけである。この研究会は、私が入れて頂いた頃は、

川口 弘先生をキャップに、森 静朗、堀家文吉郎、山下邦夫、吉野昌輔、高田 弘、笹原昭五、清成忠男といった先生方がメンバーでして、私は大変勉強させて頂きました。このように振り返ってみますと、いかに多くの先生方に恵まれ、ご指導頂き、ご厚誼を頂いたものでしょう。

また日本協同組合学会では、伊藤勇夫先生を始め、武内哲夫、太田原高昭、村上隆夫、富沢賢治、白石正彦、中川雄一郎の諸先生はじめ多くの現役の先生方に本当に多くのご指導を頂きました。この席で心から御礼申し上げる次第です。

妻 和子のこと

最後に家内のことについて話して欲しいというご注文がございましたので少し話させて頂きます。家内は4年前になくなりました。今回の受勲に当たりましては家内がいてくれたら宮中にも一緒に参上でき、天皇の拝謁の栄にも浴せ、どれだけ喜んでくれただろうと本当に残念であります。

家内のことは没後に、家内が長年親しんでおりました短歌、俳句など雑文を含め書き残したものがありましたため、お世話になった方々や孫たちに何とか残したいと『伊集の花(いしゅのはな)』とタイトルをつけまして、私が上梓したものであります。伊集の花は沖縄の山奥深くに



白い花をつけて咲く樹木でございます。家内の詠草からとったものであります。

家内は六人弟妹の総領でして、体が弱かったこともあり、小さい頃から特に父には大変可愛がられたようであります。父の書斎の書籍も他の弟妹にはさわらせなくとも彼女は自由に読めたと聞いております。日本女子大付属の幼稚園から高校まで進んだのですが、低学年の時には童話からいろいろな物語、文学的なものまで幅広く読んでいたようであります。

小学校の高学年になる頃から結核を患い、学校を長期に休むようになったようです。

戦争の末期には、父が家族全員を連れて栃木から東北へ疎開をして、その間子供達は学校へは通わせなかったようです。戦後東京に戻った折に一学年下に復学させたと聞いております。こういうことは父親の教育方針でおこなわれたことのようです。

出席状況はこのように悪くても成績は結構良い方だったものと思われます。中学時代の先生とは晩年まで親しくさせて頂きお訪ねしたり、わが家へお出で頂いただいりしておりました。中学生の頃には療養所に入ったり、その後二十代になって清瀬の療養所で肺の一部を切除する手術を受けております。

療養所生活をする頃から俳句や短歌を友達に勧められて作るようになり、その後「しきなみ」という歌会に入って詠草を投稿するようになっており、俳句も清瀬療養所時代にはじめ、 患者の中で句会を開いたりし、石田波郷さんに指導を受け、可愛がって頂いたようです。二十代に入ってから、「しきなみ」の若手達が新たに「マグマ」という歌会を立ち上げ、「しきなみ」を離れて活動をするようになったのですが、その頃から熱心に投稿を続けていきました。その後三年経った時には優秀作家賞を受けておりますから、早くから歌会の中では注目されていた人物だったようであります。

私が彼女を知ったのは、その後のことでして、「マグマ」歌会の中心になっていた人物が伯父でして、戦後私には父親代わりにいろいろ相談に乗ってくれていた人物であります。この伯父は、父の従兄弟で父と同じ職業軍人でしたが、宗教から文学等大変幅広く知識を持っており、晩年になってもよく調べ物や執筆、作歌活動をしておりました。この伯父が歌会出席のため上京して参りますとわが家に泊まることが多かったのですが、ある時から誘われて歌会にも一緒に出るようになり、その席上で彼女を知るようになったのでした。最初に会った折の印象では、自分の詠草をかなり私が酷評をしたそうで、この人は一体何者だろうと思ったと後に話しておりました。その後、その歌会の中でも若手の同年代のものだけで別に歌会を開くようになり、次第に親しくなっていったようであります。

この伯父が、ある時、家内の両親に会いに行こうと言い出しました。父親が絵画に大変詳しい人だから話をしようと言うことでした。私自身絵画が好きで伯父ともそんな話を時々し

ておりましたし、一緒に美術展に行ったりもしておりました。後で解ったことですが、伯父が、私を彼女の両親に会わせて婿にどうだと品定めさせる会合だったようであります。伯父からもどうだ彼女と結婚したらと勧められ、そんな経緯で二人は結婚することになったのであります。

彼女の作品は『伊集の花』に載せましたものの五、六倍はございますが、私にはどれも思い出が付いてくるものであります。別冊に雑文などを載せましたが、これも彼女の人柄を理解して頂く一助になると思い纏めることにいたしました。

なお最後になりましたが、この歌集の選択は、京都大学名誉教授であり歌人であり、家内が大変師事しておりました島津忠夫先生にお願いしたものであります。

このように二人の生活を振り返りましても、さらに多くの方々のご厚誼やご指導を頂いて 今日があることを今更に強く思うわけであります。

あらためて本日お集まりの皆様に心からの御礼と感謝を申し上げ、つたない話にお付き合い頂きましたことを併せて御礼申し上げます。本当に有り難うございました。



(編集部注)

第 106 回定例研究会は特別企画として、安田原三先生の「春の叙勲」での「瑞宝中綬章」受章をお祝いする集いとしました。当日は、協同金融研究会の活動を日頃支えていただいている方々にお集まりいただき、先生の受章をお祝いしました。今回の会報「ニュースレター協同金融」ではその折りに、安田先生のスピーチを原稿に起こし、先生に推敲していただいたうえて掲載させていただきました。



誇らしい出来事 ふたつ

誇らしいことの一つ目。2012年の「春の叙勲」で協同金融研究会の代表である安田原三先生が、この間の研究・教育活動の功績を認められて「瑞宝中綬章」を受章されたこと。これについては、7月の定例研究会を特別企画として「お祝いの集い」を催させていただいた。当日は40名近くのかたのご参加を得て、盛会のうちに終えることができた。当日の安田先生のスピーチは先生のお人柄を表した内容で、参加者の心を捉えたものだった。本号で、そのスピーチを原稿にして掲載してあるので、是非ご一読いただきたい。(5~9頁参照)

もうひとつの誇らしいこと。農協法公布 30 周年を記念して 1977 年に制定された「農協人文化賞」の第 34 回の「農協人文化賞」に当研究会の運営委員でもある中原純一氏が「一般文化部門」で受賞されたことである。この「農協文化人賞」は4年前(2008 年)に賞創設 30 周年を記念して「農協運動の仲間達が贈る農協文化人賞」として大きく衣替えしたとのことであるが、この「農協運動の仲間達が贈る」と冠した点がまたユニークでもある表彰制度だと思う。

中原氏が受賞されるにあたっての「すいせんの言葉」では、「まさに系統の基盤づくりに 貢献」として、以下のように述べられている。

「JAバンクのシステム(JASTEM)はこの5月に次期以降が完了、JAのコスト抑制やセキュリティ向上に今後、より一層役立つこととなりましたが、振り返れば苦難の連続でした。…… 氏はこのような時代の転換期にあって、重要でありながらも地味で裏方の担当者の段階から系統信用事業の統一システム構築の協同組織金融機関作りに貢献してきました。 退任後は一転、農業生産の現場で農協が現実に果たしている営農指導や経済事業の役割を勉強するため、手弁当で「ちばみどり農協」に通い始め、その真摯な姿勢が評価され、嘱託として遇されています。 一連の行動をささえているものは何らの対価も求めない滅私奉公の精神です。系統信用事業のシステムの構築・運営に対する長年に亘る貢献、そしてその後の現場での献身的な取り組みは「隠れたる功績者」としてまさにふさわしいと思います。」今回の賞では、経済事業部門2人、営農事業部門3人、共済事業部門2人、信用事業部門2人、厚生事業部門1人、福祉事業部門1人で、一般文化部門が中原氏を含めて3人、合計14人の方が受章されている。それぞれに特徴のある「農協人」が選ばれている。

受章された中原氏の表彰式当日のメッセージでは、短い言葉の中に、中原氏の農協への思いが語られていたので、以下に概要を紹介しておきたい。

私は、ここ 10 年近く J A ちばみどりにお世話になっています。

その干潟町長部では170年前江戸末期に「大原幽学」が先祖株組合や正条植を指導された我が国の先進の地です。

今年は奇しくも国際協同組合年にあたり、大変意義深く、農協でも今秋に記念のプログラムを準備中です。

JAちばみどりは野菜を中心に300億円の販売高を誇る農協です。

その強い産地力の秘密は約60ある品目・地域で編成された生産者組織・部会が主軸となって運営されているところにあり、昨今広域的に合併している総合農協に対するご批判もありますが、ここJAちばみどりにおいてはしっかりとしたガバナンスで応えるものであります。この1月から第4次振興方策をスタートさせましたが、その課題が「新しい協同活動の創造」です。業務加工のチャネル開拓に合わせて手上げ方式での生産組織の拡充等をこの3か年で

さらに進めたいというものです。

この度の受賞での喜びは、もう一点あります。私をご推薦下さったお言葉の中に、JASTEMシステムの企画開発と言う共同事業にかかわったことがあります。

その必要性ありや、共同の責任を誰がとるのか、黒板を背に喧々諤々深夜まで基本問題の解決に大いに額に汗したことが懐かしく思い出されます。

昭和40年代の中頃から全国の農協、当時7,000組合、1万3千店舗あったすべての農協を一括して全国銀行内国為替制度に加盟させたいとして準備に入り、昭和59年夏の加盟実現、それに引き続きJASTEMと言うJAバンクのオンラインシステムを信連のセンターを結ぶ共同システムとして企画推進して、平成11年10月の滋賀県を皮切りに、高知、兵庫と進んだところまで、信連出向者と金庫の職員が一緒になって取り組みました。

昨年5月、河野理事長がご挨拶で連休明けに最終的には金庫が運営主体になって2次システムとして完成したとご報告いただきました。私はある程度目途がつくまででしたが、約半世紀にわたる過程を経て完成をみた、この優秀なる大規模システムの企画・開発に参画できたことは幸せでした。

受賞に当たってしたためた色紙には「食農一如」と書かせていただきました。茶道ではお 庭と茶室のある建物が和して作り出す空間を大切に致します、

野菜の産地の生産者の皆さんは、食の安全はもとより、旬の美味しさ、新しい品種の研究など、食の世界を常に意識されています。それは熱心です。

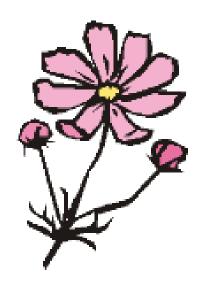
その食と農が作るワールドをここで実感させていただき、ここに書かせていただきました。 本日は皆さま有り難うございました。

先にも触れたが、この「農協文化人賞」には「農協運動の仲間達が贈る」という言葉が冠されている。ここにこの「文化人賞」によせる農協の人たちの思いが詰まっていると思う。 各業態で同様な「賞」があっても良いように思うがどうだろうか?

2011年3月11日の東日本大震災とそれに続く福島第一原発事故による被害は広範で、復旧・復興はまだまだ時間がかかりそうだが、協同組合陣営の取り組みは一歩一歩だが、確実に前に向かった歩みをしているようだ。

今回の安田先生の受章と中原氏の受賞を心からお祝いし、新たな協同組合の歩みの励みと していきたいと思っているところだ。

(事務局) ■



東日本大震災の被災地はこの目で見た限り停滞したままだ

協同金融研究会事務局長 小島 正之

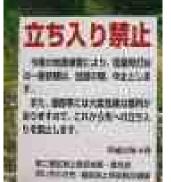
2012 年 6 月 21 日に福島県南相馬市と相馬市を訪ねた。東北自動車道福島西 IC を降りて国道 115 号線(中村街道)を海に向かって走る。約 1 時間、片道一車線のくねくねとした山道を走った。ところどころで工事中の信号が現れ、車待ちをさせられる。通称「浜通り」といわれる太平洋沿岸地域に行く国道はこれしかない。相馬 IC から常磐自動車道を利用して南相馬市に入った。市内は車の往来も多く、人も歩いており町並みは痛められてはいなかった。しかし、道に迷いそのまま走っていたら、いきなり応急仮設住宅が立ち並んだところに出っくわした。地図で確認したら、そこは牛越応急仮設住宅であった。

常磐線原ノ町駅を右に見て陸橋を渡り国道6号線を横切り、新田川沿いの道を海に向かった。

ここから景色は一変した。荒涼とした大地があるだけ。ところどころ家屋の残骸がみられ、川沿いの道や橋はえぐられたままであった。津波は人が生活していくために必要な全てを奪ってしまった。海沿いの道を相馬市に向かって北上した。南相馬市鹿島区大内・南右田・南海老の惨状は筆舌に尽くしがたい光景であった。静寂だけに支配されたような一角に、約20名の人たちが田んぼの畔に座り込んで居た。除塩の作業をされようとしていたのだろうか。聞く勇気がないまま通過した。



相馬市松川浦の惨状も言葉がでない。震災前は風光明媚な観光地であった松川浦の旅館や土産物店、松川浦大橋の脇にある漁協・市場などは破壊されたままであった。



そして、7月9日には福島県いわき市を訪ねた。

東北自動車道の郡山 JCT から磐越自動車道に入り、いわき市に向かった。高速自動車道は地震で歪んでしまったため修理が行われており、ところどころで車線規制があり停車させられた。いわき中央 IC で降りていわき市内に入った。駅周辺はビルが立ち並び震災の傷跡は見えなかった。しかし、四倉町から新舞子浜海岸脇の道を南下すると一変した。そこはまさに被災の現場だった。破壊された建物と痛めつけられた松林がつづいていた。更に、南下して塩屋崎に至る道に入ると薄磯という集落がある。震災前は海水浴客でにぎわったところらしい。しかし、防波堤は崩れ、住宅は土台だけがさらされ、家屋のほとんどが姿を消していた。豊間中学校は廃墟と化し、その裏手には瓦礫の山が残されていた。塩屋崎に立つ灯台の一般参観は未だ立ち入り禁止のままになっていた。

あれから、一年半も経った。しかし、被災地の復旧が全く進んでいないように見える。一体、何が原因なのであろうか。

いわき市に立地するいわき信用組合は塩屋崎支店が全壊し、職員2名が亡くなった。現在は再建されたとのことだが塩屋崎へ行く途中に大きな看板が立っている。ここにはいわき信用組合の復興に向けた決意表明がつづられている。(写真参照)

被災地に営業拠点を置く協同組織金融機関は建物や設備を地震と津波に破壊され、地域の住民や企業は仕事を失い、生産と消費が停滞した。これからの復旧・復興の道は果てしなく続くように思える。とても、当事者の手に負えることではないだろう。われわれも被災地の実態を五感で感じ、その課題を発見し、やるべきことを実践していきたい。

当研究会では、来る 10 月 25 日 \sim 26 日に福島県を訪ね、相馬市と土 湯温泉の状況を視察することになっている。多数の参加を切にお願いしたい。



2012年度先進業務事例視察のご案内

協同金融研究会事務局長小島正之

1. 主旨

本研究会は協同組織金融機関が地域でどのような活動をしているか、現場の声を聴きこれからの研究に生かすため先進業務事例の視察を実施してきました。一昨年は山梨県富士吉田市の都留信用組合と藤野町の北都留森林組合を訪問しました。

今回は昨年3月11日に発生した東日本大震災による巨大津波と福島第1原子力発電所事故で甚大な被害を受けた福島県を訪ねます。

福島県は津波被害に加えて放射能汚染により農・林・漁業の生産物に対する風評被害に見舞われ、復旧・復興が遅れています。視察先は相馬市に本店を構える相双信用組合と、地震と風評で倒産が続発した土湯温泉(土湯温泉町復興再生協議会)を予定しております。併せて、太平洋沿岸部の被害状況も視察します。

- 2. 実施日:2012年10月25日(木)~26日(金)
- 3. 集合時間及び場所: 10月25日(木)午前7時40分 東京駅丸の内中央口
- 4. 行程: 10月25日(木)東京駅前出発→(東北自動車道)→福島西 IC→福島市土湯温泉町(土湯温泉町復興再生協議会会長・加藤勝一氏ご報告) → 相馬市→松川浦及び相馬港視察 (相馬市内・ホテルふたばや泊)
 - 10月26日(金)相双信用組合訪問→南相馬市鹿島区鳥崎被災地視察→(昼食: 相馬市内)→福島西 IC→(東北自動車道)→東京駅(解散) *全行程を貸切バスで移動します
- 5. 参加費: お一人20,000円(バス代、高速代、宿泊費、資料代等)
- 6. 訪問先と訪問時間(予定)

10月25日(木)15:00~16:30 福島県土湯温泉町復興再生協議会

17:30~18:00 松川浦•相馬漁港

10月26日(金)10:00~11:30 相双信用組合

7. 定員: 20名

お申し込み・お問い合わせ:

10月5日(金)までに、別紙申込書に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

協同金融研究会(小島・笹野)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-2-6 麹町本多ビル 4B

一般社団法人日本福祉サービス評価機構内

電話&FAX:03-3262-2260 e-mail: sasanotn@nifty.com

■研究会のお知らせ■

第107回定例研究会開催のお知らせ

東日本大震災の発生から1年半近く経ちました。被災地の復旧・復興に向けてまだまだ仮題は 山積のようですが、被災地の各協同組織金融機関は、被災者に寄り添いながら、地域の復興に向 けて懸命な取り組みをされていることが種々報告されており、心強い限りです。もちろん、協同 組織金融機関だけでは解決しきれない課題も多々あり、多くの方々のご奮闘に敬意を表する次第 です。

大震災からの復興という課題に加えて、世界経済の不安定化が強まるなかで、日本の社会・経済もさまざまな問題を抱えており、消費者や中小事業者の方々のおかれている状況も厳しさを増しています。このような状況のもとで、協同組織金融機関の果たすべき役割や課題も多いと思われます。今回の研究会では、消費者の視点からみて協同組織金融機関はどのように位置づけられるのか、どのような役割が期待されているのかといったことをご提起いただき、参加者の皆さんと議論を深めていきたいと思います。

皆様の積極的なご参加とご討議をいただきたく、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日: 2012年**9月21日(金)午後6時30分~8時30分**

2. テーマ: 消費者からみて協同組織金融機関に期待すること(仮題)

3. 報告者: 楠本 くに代氏(金融消費者問題研究所 代表)

4. 会 場:主婦会館プラザエフ5階会議室(JR四ッ谷駅麹町口下車徒歩約1分)

5. 参加費: 1人1,000円

6. 申 込:お名前とご所属を明記の上、下記のFAXまたはe-mailで、**9月14日(金)**

までに、事務局にお申し込みください。

協同金融研究会 事務局(担当:笹野、小島)

[FAX] 0.3-3.2.6.2-2.2.6.0 [e-mail] sasanotn@nifty.com

★2012年度の会費の納入を!★

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。まだ会費をお振り込みいただいていない方は、2012年度の会費のお振り込みをお願いします。

個人会費は3000円, 賛助会費は1口1万円です。お振込みは下記にお願いします。

<ゆうちょ銀行口座> ○一九店(当座)0012199

*「振込用紙」をご利用の場合の口座番号は<00170-4-12199>です。

<労金口座>中央労働金庫·本店営業部(普通)9889872

*口座名義はいずれも「**協同金融研究会(キョウドウキンュウケンキュウカイ)**」です。 なお、支店名が変わっていますので、ご注意ください。